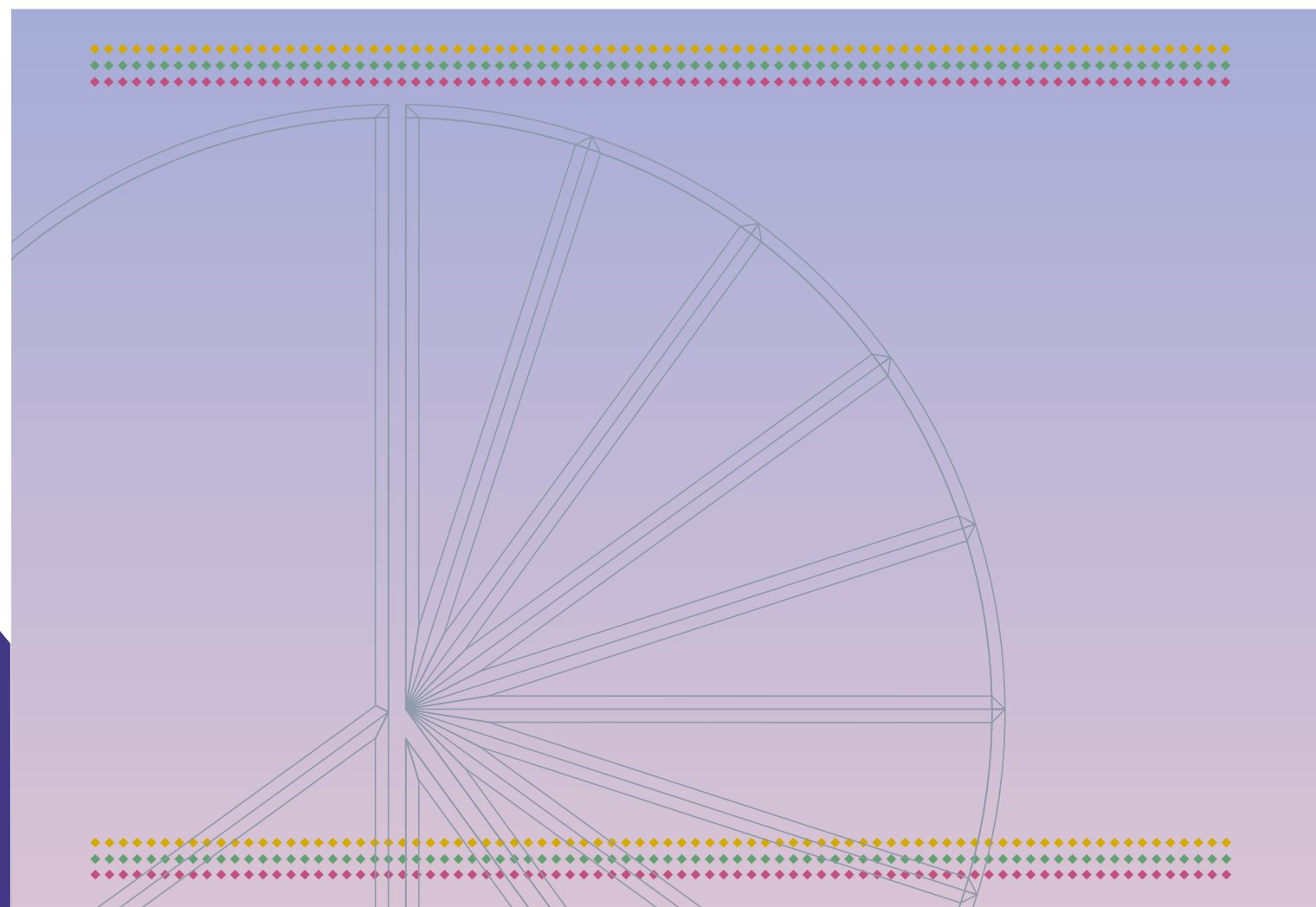




利回り財産3分法ファンド(不動産・債券・株式) 毎月分配型

追加型投信／内外／資産複合

- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

- ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号
ホームページ アドレス www.amova-am.com
コールセンター 電話番号 0120-25-1404
(午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。)

受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

野村信託銀行株式会社

- ファンドの投資信託約款の内容の重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「利回り財産3分法ファンド(不動産・債券・株式)毎月分配型」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年9月15日に関東財務局長に提出しており、2026年9月16日にその効力が発生しております。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	資産複合 (不動産投信、その他 資産(投資信託証券 (株式、債券))) 資産配分固定型	年12回 (毎月)	グローバル (含む日本)	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご参照ください。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<委託会社の情報>

委託会社名	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1959年12月1日
資本金	173億6,304万円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	42兆3,936億円

(2026年6月末現在)

2025年9月1日付で、日興アセットマネジメント株式会社から
「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」へ社名変更しました。

ファンドの目的

主として、不動産、債券、株式に投資を行なう投資信託証券に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長をめざします。

ファンドの特色

特色 その1 3つの異なる資産(不動産・債券・株式)に分散投資します。

- ・「不動産」、「債券」および「株式」の3つの異なる資産に分散投資を行ない、高いインカム収益の確保を図るとともに、安定した信託財産の成長をめざします。
- ・各資産への投資は、各資産を主要投資対象とする投資信託証券を通じて行ないます(ファンド・オブ・ファンズ)。

特色 その2 原則として、毎月、安定した収益分配を行なうことをめざします。

- ・毎月15日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。
 - ・毎決算時に、インカム収益などを原資として、安定した収益分配を行なうことをめざします。
 - ・基準価額が当初元本(1万口当たり1万円)を下回っている場合においても、分配を行なう場合があります。
- ※なお、分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行わない場合もあります。

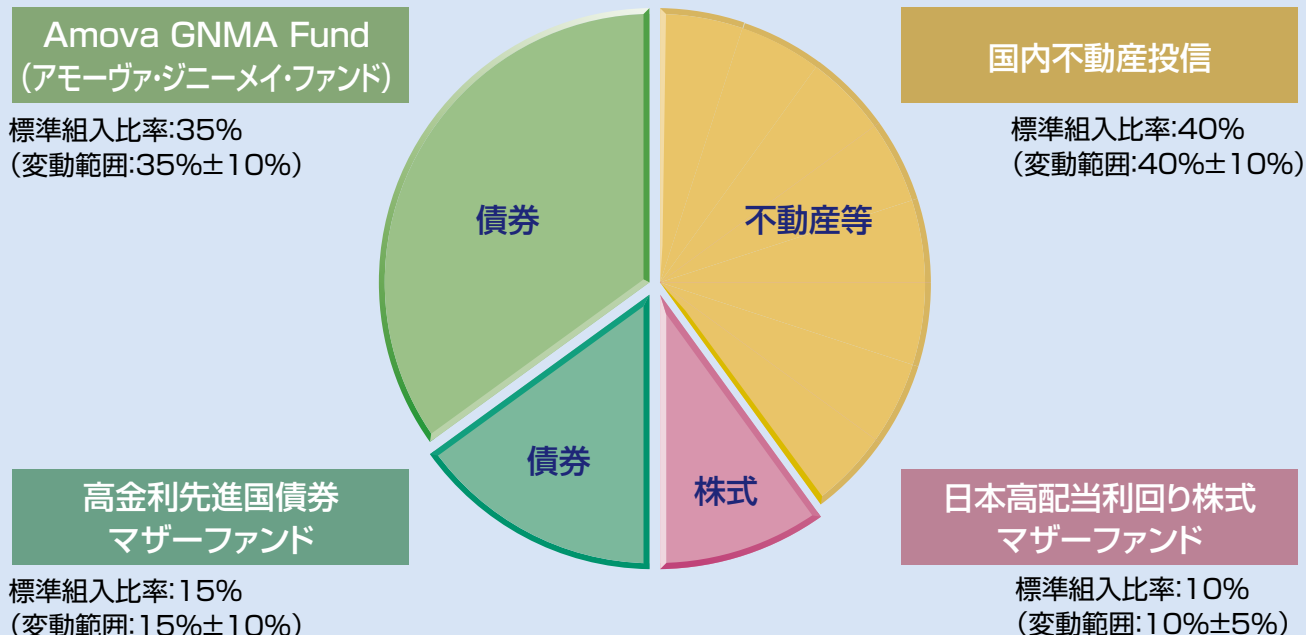
特色 その3 原則として、投資する各資産毎の組入比率が以下の範囲内となるよう、各投資信託証券に投資します。

資 産	標準組入比率	組入比率変動範囲
不動産等	40%	40%±10%
債 券	50%	50%±10%
株 式	10%	10%± 5%

- ・投資信託証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。
- ・基準価額変動の低減を図ること、そして高い利回りを提供することを同時に実現することをめざして資産分配を行ないます。
- ・有価証券届出書提出日現在、ベンチマークはありません。
- ・追加設定・解約動向や市況動向などによっては、組入比率が左記の組入比率変動範囲を上回る場合や下回る場合があります。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

標準組入比率



3つの資産の標準的な組入比率(標準組入比率)は、①リスク分散の効果を高めること、②安定した利回りを追求すること、③為替変動の影響が、不動産投信、債券、株式の価格変動の影響に比べて大きくならないこと、④ファンドへの資金流入に対応できることなどを勘案し、不動産40%、債券50%、株式10%としました。

<各資産について>



「Amova GNMA Fund」(アモーヴァ・ジニーメイ・ファンド)

◆ジニーメイ・パス・スルー証券(GNMA)などの米国高格付証券を中心※に投資を行いません。

○ジニーメイ・パス・スルー証券は、米国国債と同等の信用度を有しながら(2025年12月末現在)、かつ米国国債より高い利回りを期待できます。ただし、ジニーメイ・パス・スルー証券には米国国債と異なったリスク(期限前償還発生の可能性など)があります。

○ジニーメイ・パス・スルー証券の利回りを直接享受するために、原則として為替ヘッジは行いません。

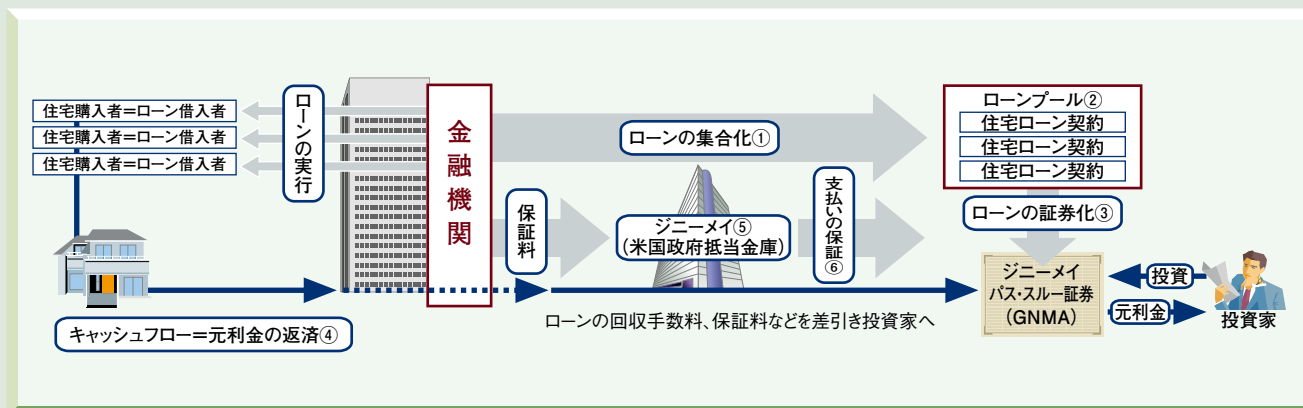
※ジニーメイ・パス・スルー証券の組入比率は高位を維持することを基本としますが、一部について、米国国債など米国の高格付の債券に投資する場合があります。

ジニーメイ・パス・スルー証券(GNMA)

○ジニーメイ・パス・スルー証券(GNMA)は、住宅ローン担保证券の一つで、連邦政府機関であるジニーメイ(Government National Mortgage Association)によって完全保証されている住宅ローンを証券化したもので、米国国債と同等の信用力があり、かつ、米国国債に比べ高い利回りを享受できる可能性が高い投資対象です。

<パス・スルー証券とは?>

- パス・スルー証券とは、金融機関が複数の住宅ローンを集合化①(プール②)、証券化③したのから生まれるキャッシュフロー(元金金の返済など④)を受け取る権利、そして、まとめられた住宅ローンの共有持ち分を示す証券です。
- ジニーメイ・パス・スルー証券のキャッシュフロー④は、その元となるローン借入者の毎月の金利および元本返済に直結していますが、ローン借入者の返済が滞っても、その元金金の支払いを米国政府機関であるジニーメイ⑤(米国政府抵当金庫)が完全保証⑥しています。



「Amova GNMA Fund」(アモーヴァ・ジニーメイ・ファンド)の運用は、アモーヴァ・アセットマネジメント・UKリミテッドが行います。

- ・アモーヴァ・アセットマネジメント・UKリミテッドは、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社が100%出資する海外持ち株会社の傘下にあるグローバル運用のロンドン拠点です。



高金利先進国債券マザーファンド

◆信用力が高く、相対的に高金利の主要先進国のソブリン債*を中心に分散投資を行ないます。

*ソブリン債とは、各国政府や政府機関が発行する債券の総称です。主要先進国の国債や世界銀行、アジア開発銀行などの国際機関が発行する債券が含まれます。

- 主要先進国（OECD加盟国）の中から、健全な財政状況にあり、信用力の高い先進国（原則として、買付時においてスタンダード&プアーズ（S&P）社またはムーディーズ社からAA格またはAa格相当以上の長期債格付を付与された国）のソブリン債に分散投資を行なうことで、安定した収益の獲得をめざします。

※格付は買付後に変更になる場合があります。

- 海外の高金利を直接享受するために、原則として為替ヘッジは行ないません。

＜OECD（経済協力開発機構）とは？＞

OECDとは、①財政金融上の安定を維持しながら、雇用・生活水準の向上を達成し、世界経済の発展に貢献する、②発展途上国経済の健全な拡大に寄与する、③世界貿易の多角的・無差別的な拡大に貢献するなどを目的として、1961年に発足した機構であり、30ヵ国を超える国が加盟しています。



日本高配当利回り株式マザーファンド

◆わが国の高配当利回り株に投資を行ないます。

- 公益株やその他、わが国の高配当利回り株式の中から業績や配当が安定している企業の株式に投資を行ないます。

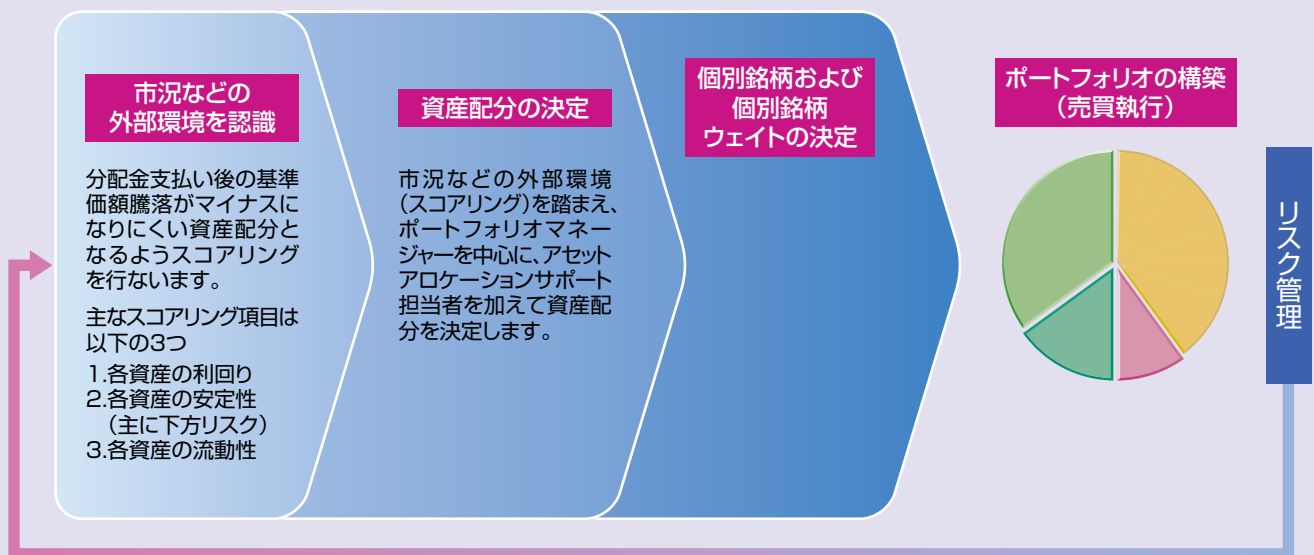


国内不動産投信（J-REIT）

◆国内の金融商品取引所に上場されている不動産投信（J-REIT）を中心に投資を行ないます。

- 不動産を主な投資対象とする投資法人あるいは投資信託を総称して不動産投信といいます。
- ビル、マンション、オフィス、倉庫などの不動産を中心に運用し、そこから得られる賃料、売却益を投資家に分配（配当）する投資信託です。
- 不動産投信の銘柄選定にあたっては、利回り水準、市況動向、安定性、流動性に加えて、ファンダメンタルズや割安性の分析も行ない、投資を行ないます。

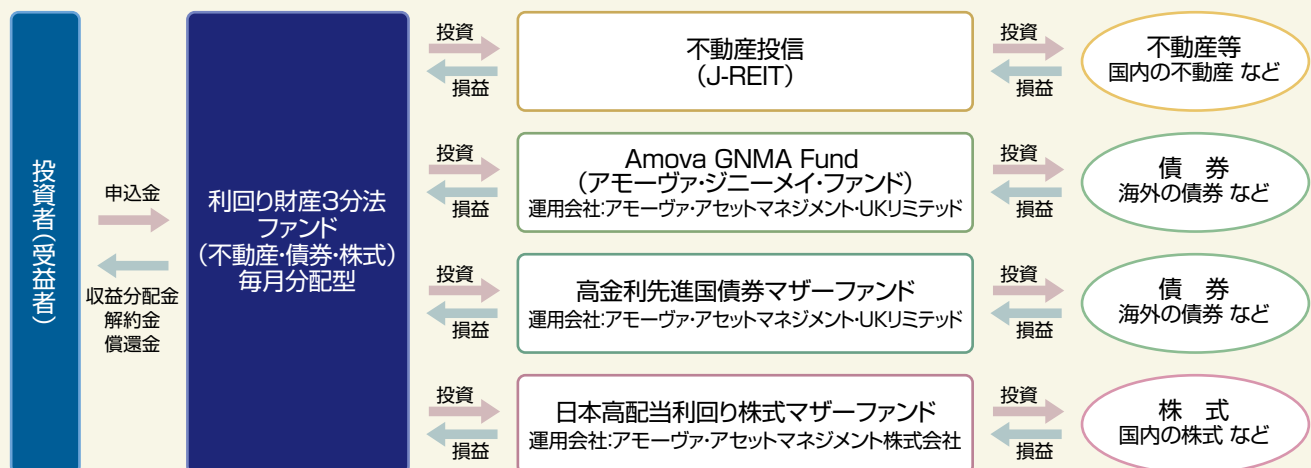
《運用プロセスについて》



※資金動向・市況動向、残存信託期間・残存元本などによっては上記のような運用ができない場合があります。
 ※上記は2025年12月末現在の運用プロセスであり、将来変更される可能性があります。

ファンドの仕組み

■当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



主な投資制限

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産への直接投資は行ないません。

分配方針

- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

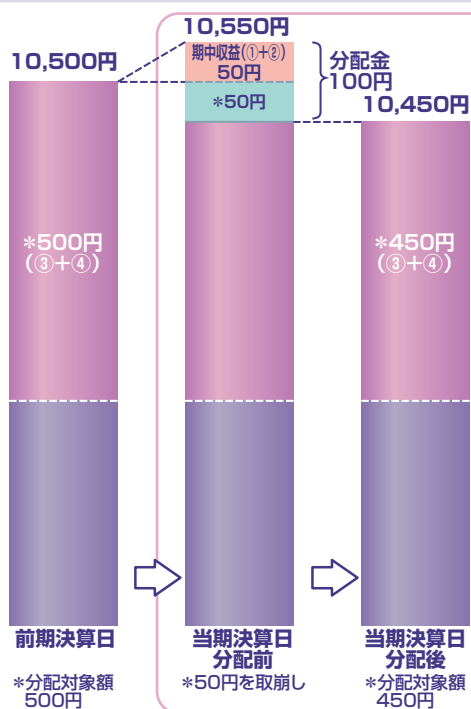
投資信託で分配金が支払われるイメージ



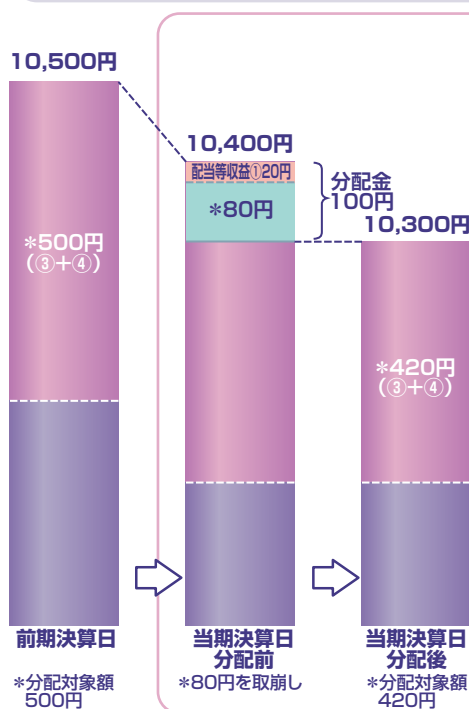
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合

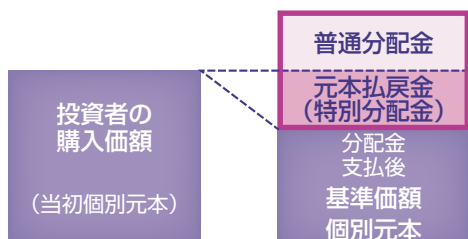


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

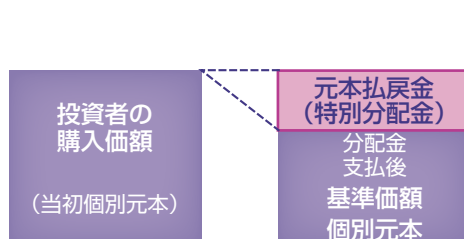
※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

- ・ 普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- ・ 元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、(特別分配金) 元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後述の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。



当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

基準価額の変動要因

投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に不動産投信、債券および株式を実質的な投資対象としますので、不動産投信、債券および株式の価格の下落や、不動産投信、債券および株式の発行体の財務状況や業績の悪化、不動産の市況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- 不動産投信は、不動産や不動産証券化商品に投資して得られる収入や売却益などを収益源としており、不動産を取り巻く環境や規制、賃料水準、稼働率、不動産市況や長短の金利動向、マクロ経済の変化など様々な要因により価格が変動します。また、不動産の老朽化や立地条件の変化、火災、自然災害などに伴う不動産の滅失・毀損などにより、その価格が影響を受ける可能性もあります。不動産投信の財務状況、業績や市況環境が悪化する場合、不動産投信の分配金や価格は下がり、ファンドに損失が生じるリスクがあります。
- 公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- 株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

流動性リスク

- 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

- 不動産投信が支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。
- 公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- 投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト(債務不履行)や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

為替変動リスク

- 外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

デリバティブリスク

- 金融契約に基づくデリバティブとよばれる金融派生商品を用いることがあり、その価値は基礎となる原資産価値などに依存し、またそれらによって変動します。デリバティブの価値は、種類によっては、基礎となる原資産の価値以上に変動することがあります。また、取引相手の倒産などにより、当初の契約通りの取引を実行できず損失を被るリスク、取引を決済する場合に反対売買ができなくなるリスク、理論価格よりも大幅に不利な条件でしか反対売買ができなくなるリスクなどがあります。

延長リスク／期限前償還リスク

- 住宅ローン担保証券においては、原資産となっているローン(住宅ローン、リース・ローンなど)の期限前返済の増減に伴うデュレーションの変化によって、当該証券の価格が変化するリスクがあります。
- 一般に金利上昇局面においては、ローンの借換えの減少などを背景に期限前償還が予想以上に減少し、金利低下局面においては、ローンの借換えの増加などを背景に期限前償還が予想以上に増加する傾向があります。

期限前償還に伴う再投資リスク

- 住宅ローン担保証券が期限前償還された場合には、償還された金銭を再投資することになりますが、金利低下局面においては、再投資した利回りが償還まで持ち続けられた場合の利回りより低くなる場合があります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し、短期間で解約資金の手当てをする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場が急変した場合などに、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金の申込みの受付を中止する可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

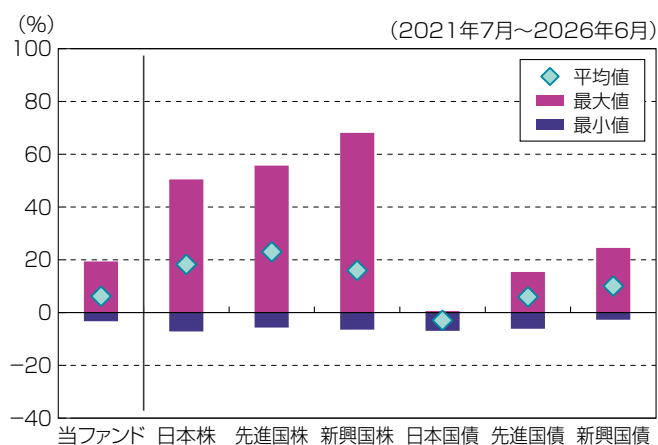
リスクの管理体制

- 運用状況の評価・分析および運用リスク(流動性リスクを含む)の管理ならびに法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
- 上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

※上記体制は2026年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	6.2%	18.2%	23.0%	16.0%	-2.9%	5.9%	10.0%
最大値	19.4%	50.5%	55.7%	68.1%	0.6%	15.4%	24.5%
最小値	-3.3%	-7.1%	-5.7%	-6.5%	-6.9%	-6.1%	-2.7%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2021年7月から2026年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株 ……TOPIX(東証株価指数) 配当込み

先進国株 …Morningstar 先進国株式指数(除く日本、配当込み、円ベース)

新興国株 …Morningstar 新興国株式指数(配当込み、円ベース)

日本国債 …NOMURA-BPI国債

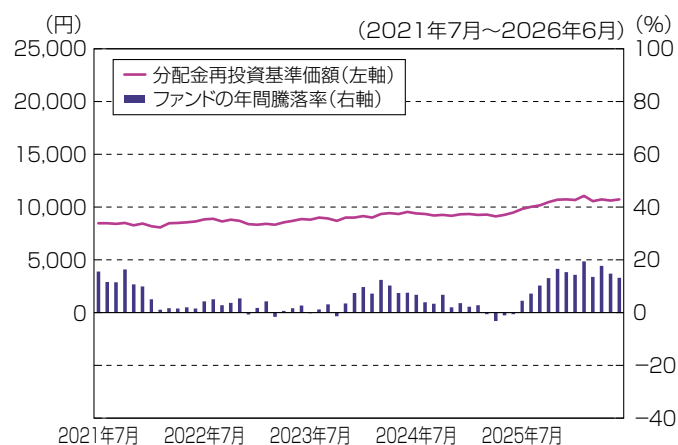
先進国債 …FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債 …JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2021年7月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。



基準価額・純資産の推移



基準価額 10,033円

純資産総額 32.89億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2016年6月末の基準価額を起点として指数化しています。

※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2026年2月	2026年3月	2026年4月	2026年5月	2026年6月	直近1年間累計	設定来累計
10円	10円	10円	10円	10円	120円	9,672円

主要な資産の状況

<資産構成比>

	組入比率
不動産投信(A)	39.6%
債券等	49.5%
(Amova GNMA Fund)(B)	(34.7%)
(高金利先進国債券マザーファンド)(C)	(14.8%)
株式(日本高配当利回り株式マザーファンド)(D)	8.5%
現金その他	2.5%

※組入比率は、純資産総額に対する比率です。

※各数値は、組み入れている投資信託証券をベースとしています。

不動産投信(A)

<不動産投信組入上位銘柄>

	銘柄	比率
1	日本都市ファンド投資法人 投資証券	3.5%
2	オリックス不動産投資法人 投資証券	3.4%
3	GLP投資法人 投資証券	3.3%
4	KDX不動産投資法人 投資証券	3.2%
5	ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	3.1%

※比率は、当ファンドの純資産総額に対する比率です。

株式(D)

<株式組入上位銘柄>

	銘柄	業種	比率
1	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	4.3%
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	4.2%
3	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	3.9%
4	東京海上ホールディングス	保険業	3.5%
5	DMG森精機	機械	3.1%

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

ジニーメイ・パス・スルー証券(B)

<証券国別投資比率>

国名	比率
米国	100.0%

※「証券国別投資比率」「証券格付別構成比率」は、Amova GNMA Fundの組入証券評価額に対する比率です。

<証券格付別構成比率>

Aaa	0.0%
Aa	100.0%
A以下	0.0%
無格付	0.0%

※格付は、ムーディーズ社によるものを原則としています。

債券 高金利先進国債券(C)

<債券国別投資比率>

国名	比率
1 オーストラリア	32.2%
2 イギリス	24.4%
3 ノルウェー	18.8%
4 ニュージーランド	14.3%
5 アメリカ	10.3%

※「債券国別投資比率」は、発行通貨ベースで国別に分類して表示しております。

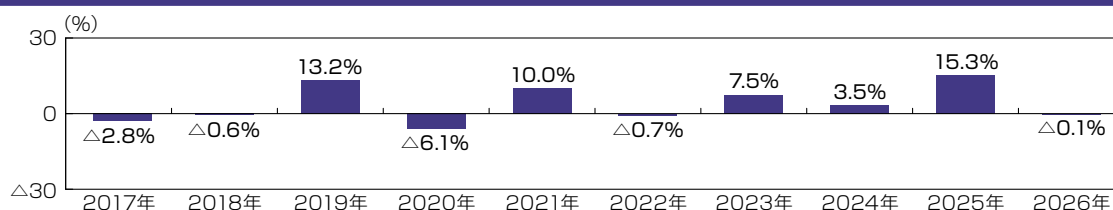
※「債券国別投資比率」「債券格付別構成比率」は、マザーファンドの組入債券評価額に対する比率です。

<債券格付別構成比率>

Aaa	49.1%
Aa	50.9%
A以下	0.0%
無格付	0.0%

※格付は、ムーディーズ社によるものを原則としています。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2026年は、2026年6月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。



お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 ※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2026年9月16日から2027年3月15日まで ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行休業日 ・ケイマンの銀行休業日
購入制限	ファンドの規模および商品性格などにに基づき、月毎の購入総額が運用上の支障をきたす額に達する見込みとなった場合や、1日・1件当たり1億円を上回る大口の購入には、委託会社の申出により受付制限を行なう場合があります。
換金制限	ファンドの規模および商品性格などにに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、1日・1件当たり1億円を上回る大口の換金には、委託会社の申出により受付時間制限などの受付制限を行なう場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	無期限(2003年12月18日設定)
繰上償還	次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。 ・ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎月15日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	5,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	年2回(6月、12月)および償還後に交付運用報告書は作成され、知れている受益者に対して提供されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 ・当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ・配当控除の適用はありません。 ・益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入時の基準価額に対し2.2%(税抜2%)以内 ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。
信託財産留保額	換金時の基準価額に対し0.3%

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド	ファンドの日々の純資産総額に対し年率1.1%(税抜1%) 運用管理費用は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。				
		＜運用管理費用の配分(年率)＞				
		純資産総額	運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率			
			合計	委託会社	販売会社	受託会社
		100億円以下の部分	1.00%	販売会社と受託会社への配分を除いたもの	0.48%	0.06%
100億円超の部分	0.53%	0.04%				
	委託会社	委託した資金の運用の対価				
	販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価				
	受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価				
		※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。 ※販売会社の配分は販売会社毎の純資産総額に応じて決定します。受託会社の配分はファンド全体の純資産総額に応じて決定します。 ※投資対象とする「高金利先進国債券マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける運用管理費用の中から支払います。				
	投資対象とする投資信託証券	純資産総額に対し年率0.175%程度 ※「Amova GNMA Fund(アモーヴァ・ジニーメイ・ファンド)」を35%組み入れると想定した場合の概算値です。 ※この他に、投資対象とする不動産投信(J-REIT)には運用などに係る費用がかかりますが、投資する不動産投信(J-REIT)の銘柄は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。				
	実質的な負担	純資産総額に対し年率1.275%(税抜1.175%)程度 ※投資対象とする投資信託証券の組入比率などにより変動します。				
その他の費用・手数料		監査費用、組入有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。 ※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。				

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※上記は2026年9月15日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

対象期間:2025年12月16日～2026年6月15日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.91%	1.11%	0.80%

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。
※その他費用は、投資先ファンドが支払った費用を含みます。
※投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
※ファンド(実質的な保有も含みます)がREIT(不動産投資信託)等に投資している場合、それらの保有にかかる費用は上記には含まれておりません。
※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※運用管理費用の内訳等の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。



Handwriting practice area with 20 sets of horizontal dashed lines.

